

# 北九州憲法ネットニュース

発行 9条の会・北九州憲法ネット 2012年3月6日 第53号  
 TEL592-5000 fax 571-4346  
 803-0817 北九州市小倉北区田町13番21号田町ビル3F  
 URL⇒<http://kitaq-kenpou.net/>

## 第9条

戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認

日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 第二回「北九州憲法まつり」を実施します！

昨年5月3日の憲法記念日に行った「9条まつり」を今年も行いたいと、実行委員会がつくられました。北九州憲法ネットの呼びかけに応えて、2月14日開かれた結成総会には、新婦人、



第1回憲法まつりの開会挨拶する荒牧啓一実行委員長

や9条の会の代表が参加しました。

実行委員長になった、憲法ネット荒牧弁護士は「憲法を巡っての情勢は、厳しいものがありますが、みんなの知恵と力で、この9条まつりを成功させましょう。」と挨拶しました。

まつりの内容は、以下のような第1案が出され、今後も、検討していくこととしました。



三線を演奏する宮村みつおさん

日時は、5月3日(木・祝)10時30分開会～12時30分。会場は、勝山公園の芝生広場(図書館ウラ)。内容として、10時30分開始。歌(李陽雨さん)、交流、うたごえ(9条の歌など)、クイズ(正解者には賞品のパン)、大声大会(9条や憲法に関して、大声で叫ぶ・・・賞品を用意。法律事務所賞など)、参加団体の紹介(各9条の会



青い空合唱団のうたごえ

や平和グッズ出店団体、民主団体)、終了後は参加者全員「憲法集会」に合流をします。

**準備するものは、**

看板・横断幕、長机、電源(発電機を頼む)、9条の旗・のぼり(支持用具も要る)、放送設備(マイクなど)、テント3張、クイズ用具、平和グッズ、パン販売などです。

今後、順次具体化していきます。ご協力をお願い



キリスト者9条の会の出店

いします。

**準備作業に多くの参加者を！**

準備(後片付けも)には、多くの力が必要です。できるだけ、多くの方のご協力をお願いしていきます。新たにこの準備作業に参加する人が増えることが、9条まつりを今後も成長させることができる保障でもあります。

次回実行委員会は3月8日(木)19時～於生涯学習総合センターB会議室を予定しています。参加をお願いします。(写真は、昨年第1回憲法まつりの模様)

「9条まつり」の成功の為のカンパを呼び掛けます。同封の、憲法ネットへの振り込み用紙を使って、「9条まつり協賛カンパ」としてお送りください。

## 今年もやります。5月3日の新聞に「憲法意見広告」!

2012年の「憲法意見広告を進める北九州の会」の第1回総会が、2月15日に開かれました。

毎年5月3日の憲法記念日、北九州の新聞朝刊に憲法意見広告を出しています。今年も第5回目となる意見広告を行います。

総会では、今の憲法をめぐって討議が行われました。北朝鮮情勢、中国の軍事力の増強とその対抗路線の強まり、PKOへの自衛隊の派遣、武器3原則の逸脱などの政治情勢、そして、それを利用しての、改憲側の取り組みの強化(「憲法審査会」)の開催、衆議院比例定数の80削減

など)が行われています。

いま、憲法を守り発展させる側の奮起が求められていることが、話し合われました。このためにも、憲法意見広告を成功させることが確認されました。

今後、広告資金120万円を目標に集め、新聞2紙程度に、意見広告を掲載します。募金のお願ひ文書を、各団体・個人に届け、資金をお願ひする取り組みが始まります。

## 少年の立ち直りをみんなで支えよう!

黒崎合同法律事務所 弁護士 溝口 史子

法37条「刑事被告人は、いかなる場合にも、憲資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する」。

事手続は、被疑者・被告人の権利・自由に刑大きな制限を与える手続です。そのため、憲法は、被疑者・被告人の手続保障について、31条から40条まで多くの条文を置いています。冒頭に挙げた37条は、刑事被告人が国選で弁護人の弁護を受ける権利があることを定めた条文です。被告人は、国費で、法律の専門家である弁護人を雇い、自分の裁判手続の適正さを確保することができるのです。現在では、手続保障の重要さから、国選弁護人制度の対象は、憲法37条に定められた被告人(裁判)段階だけではなく、被疑者(捜査)段階にまで拡張されています。

ところが、少年の場合、成人の被告人と同じよ



うな権利保障がなされていないことをご存じでしょうか。非行を疑われ、逮捕・勾留された場合、少年は「被疑者」として、国選弁護人を雇うことができます。しかし、その後、事件が家庭裁判所に送られると、審判で少年院送致など自由を奪われる処分を受けるおそれがあるにもかかわらず、少年に国選の付添人弁護士が選任されることはほとんどありません(鑑別所に収

容された少年のわずか3.2%)。これは、現在の制度上、少年事件では、国選付添人制度の対象が、殺人や強盗等の重大犯罪に限られているからです。

まで、私は付添人として多くの少年と面会してきましたが、自分の受けている手続を理解している少年はごくわずかです。ほとんどの少年達が、年齢よりも幼く、裁判所、弁護士、捜査機関の区別すらついていません。付添人は、そんな少年たちに文字どおり付き添い、家族や友達との関係の整理や、被害者への謝罪、社会復帰後の仕事探し等について少年と面談を重ね、少年の反省を促したり、少年の戻る場所を作ったりする手伝いをします。審判手続を説明し、審判の場で手続に誤りがないかチェックし、少年の言い分を審判官に伝える役割を担っています。

判までの間、少年に弁護士を雇うお金があ  
審ることはまずありません。「親に迷惑をかけられない」「自分が弁護士を雇うなんて申し訳ない」という気持ちから、付添人を雇うことを躊躇したという少年も沢山います。現在、弁護士は、毎

月負担する特別会費を積み立てた基金を利用し、いわば手弁当で付添人活動を行っています。国選付添人制度が十分でない現状では、少年が手続保障の機会だけでなく、自分の起こした非行と向かい合い更生する機会も失ってしまうことにもなりかねません。

法の明文上、国選付添人制度の定めはあ  
憲りません。しかし、刑事手続保障に10もの  
条文を割いた憲法の趣旨からすると、刑事事件と同じように自由を拘束されるおそれのある少年審判手続でも、弁護士付添人による手続チェックが必要ではないでしょうか。また、非行を起こしてしまった少年であっても、1人でも多くの大人が関わり少年と向き合うと、信じてもらったという体験を糧に、見違えるほど大きく成長していきます。単なる審判の「対象」として扱ったり、「問題児」としてふたを閉じたりするのではなく、少年を1人の個人として扱い、国民みんなの責任で少年が抱える問題を解決し、社会の一員として成長してもらうことこそ、1人1人の個性を大切に  
する憲法の考え方にかなうのではない  
でしょうか。

## 大阪市長の憲法違反「アンケート」、廃棄要求談話

憲法会議平井正議事務局長は2月18日、橋下大阪市長によって強行された憲法違反の思想調査アンケートについて、実施強行に抗議するとともに、その廃棄を求める談話を発表しました。

【談話】

**橋下大阪市長による憲法違反の思想調査(「労使関係に関する職員のアンケート調査」)を直ちに廃棄し、関係者に謝罪することを求めます**

2012年2月18日

憲法会議(憲法改悪阻止各界連絡会議)

事務局長平井 正

橋下大阪市長は、「市長の業務命令」として、「正確な回答がなされない場合には処分の対象となる」とする全市職員に対する「アンケート」を実施しました。

「アンケート」は、「これまで大阪市役所の組合が行う労働条件に関する組合活動に参加したことがあるか」「自分の意思で参加したか、誘われて参加したか」「誘った人はだれか」、「この2年間、特定の政治家を応援する活動(街頭演説を聞いたり、知り合いの住所を知らせたりなどの活動を含む)に参加したか」「自分の意思で参加したか」「誘われて参加した場合は誘ったのは組合か、組合以外の者か」、「この2年間、特定の政治家に投票するよう要請されたことはあるか」「いわゆる『紹介カード』を配布されたことがあるか」「受け取ったか」「返却したか」などの22項目にわたる労働組合活動の内容や参加状況、政治活動や選挙活動の内容について、実名記入のうえ回答させるもので、2月10～16日に実施されました。

これは大阪市職員に対して、日本国憲法に保障された思想・良心の自由(第19条)、政治活動の自由(第21条)をふみにじるものであり、労働組合の正当な活動(第28条)侵害の不当労働行為にほかなりません。同時に、市役所外の市民との関係の思想調査ともなっており、市民・住民に向けられた重大な内容



です。市長の強権で市職員の人格を支配しようとするのは、独裁的な恐怖政治そのものであり、市役所を市民・住民を監視する秘密警察的市役所にするものです。このような「アンケート」の実施は、憲法尊重擁護義務(第99条)を負う市長に絶対に許されないことであり、橋下氏に市長の資格はありません。

昨年来、橋下・「大阪維新の会」は、選挙での多数を「民意」としてそれをふりかざし、日の丸・君が代強制条例を制定し、「職員基本条例案」、「教育基本条例案」の強行をはかろうとしています。さらに歴代自民党とそれを引き継いだ民主党による悪政を要因とする国民の政治不信、閉塞感につけこみ、国政進出もねらっています。彼らが掲げる「船中八策」「維新八策の目標」は、「自主独立の軍事力を持たない限り日米同盟を基軸」、憲法改正要件の緩和、首相公選制など「憲法改正」もかかっています。

橋下大阪市長は、日本弁護士連合会会長、大阪弁護士会会長はじめ各界・各層からの強い批判を浴びるなか、「アンケート」の「凍結」を表明しました(2月17日)が、「問題はない」と開き直っています。

橋下大阪市長には「アンケート」の廃棄、関係者への謝罪と反省を強く求めます。また広範な国民的な共同で、「アンケート」の「凍結解除」を許さず、憲法と民主主義を守る世論と運動をいっそう大きくすることを呼びかけるものです。

以上

## カンパ有難うございます。そして、お願い。

「9条の会・北九州憲法ネット」は会費をとらず、皆さんからのカンパのみで運営しています。毎月一回「北九州憲法ニュース」を発行し、また時々の憲法講演会の案内チラシを作成していますが、ニュース、チラシ等の印刷費や郵送料の捻出に四苦八苦しています。皆様からのカンパを是非お願い致します。カンパにご協力いただける方は下記の郵便振替口座までお願い致します。振替番号：01700-8-115768 名義：「九条の会・北九州憲法ネット」

**カンパ12月** 田中信而 本田実 川上誠一 有馬正夫 有馬真弓 日野洋子 秀南隆男 匿名 清松賢治 安達恵美子 杉谷岩弥 深川和久 永富雅生 小沢和久 吉永一 樋口コスエ 玉井史太郎 西本幸雄 後藤又一 河野よう子 三輪俊和三輪幸子 古賀三千人 **1月** 八記久美子 美濃部勝 美濃部恒子 中村昌之 丹下徹 野瀬秀洋 勝木多美 安藤昭雄 松井岩美 松井玲子 川辺希和子 織田博吉 **2月** 江藤恭子 丹下徹 野瀬秀洋 佐多道人

**メッセージ** ●募金 12/26 K.S ●これから平和な世の中になります。原子力発電反対、世界が平和になりますように 12/26 A.M ●一院制のための憲法改悪の動きを阻止しましょう。 12/27 T.I ●又、新しい年に向けて前進しましょう。 12/27 F.K ●来年こそ国政の転機を作り出すために、お互いがんばりましょう。 12/27 O.K ●頌春 2012 稔 反原発の一万訴訟にはらんと書類書く手に力込めある。 12/27 T.F ●私も年老いました。あれこれのため、もの忘れが多くなりました。準備会のまま、済ませて来たことを申し訳なく思っています。 12/30 K.M ●憲法ネットニュース送っていただきありがとうございます。9条の会第4回全国交流会の報告読みごたえありました。私達の活動は足ぶみ状態ですが忘れてはなりません・・・野瀬さんごろうさまで。よろしく願います。少しでも通信費にあててください。 1/5 M.M ●小森陽一憲法講演会DVDの代金とあとはカンパです。よろしく。 1/10 N.M ●DVD代金を送付します。ありがとうございます。”九条守りたい”定例会等で活用します。 1/18 K.K

☆☆☆「九条の会」メルマガ詳細版 2012年2月25日 第135号 ☆☆☆

## 編集後記～なにやら「新党」を目指す人びとの改憲の合唱

平沼さん、石原さんらの「新党」は復古主義まる出しの改憲を主張し、橋下さんらの「維新新党」は首相公選や参院廃止の新しい装いで改憲を叫びます。政府は南スーダン派兵だけでは満足しないで、ホルムズ海峡にまで自衛隊を派遣できるかどうかの検討もしている様子。これらの人びとは黙っているとどこまで突っ走るかしれません。「九条の会」、おたがい、がんばりどきですね。(T)